

《論 説》

欧州デジタル単一市場著作権指令
第19条における「透明性義務」

張 睿 暎

1. はじめに

著作物等のコンテンツ流通においては、権利証明や取引履歴の追跡が難しく、インターネット上の海賊版問題が深刻であり、ライセンスの前提としての権利情報統合DBが構築されておらず、コンテンツ利用許諾の権利処理が煩雑であり、少額利用や海外利用に対する使用料徴収が難しく、配分のプロセスも非効率的で不透明であることが問題として挙げられる。これらは、著作者や実演家などのクリエイターに正当な対価が還元されない問題にもつながる。

関連して、「バリューギャップ (Value Gap) 問題」も指摘されている。これは、YouTubeのようなユーザーアップロード型サービスが音楽から得ている収益と、音楽を創作・実演しているクリエイターや関連権利者に還元される収益とが不均衡であることを指す。国際レコード産業連盟 (IFPI) によれば、サブスクリプション型ストリーミングサービスSpotifyは権利者らにユーザー1人当たり年間20ドル支払っているのに対して、YouTubeは1ドル未満しか支払っていないという¹⁾。このようなバリューギャップが生じる原因として、正確で網羅的な権利情報DBがないこと、使用料の徴収と配分の正確性・網羅性・透明性が確保されていないこと、YouTubeのようなプロバイダにセーフハーバー (safe harbor²⁾) 規定が適用されることなどが挙げられる。バリューギャッ

1) IFPI, Global Music Report 2017 -Annual State of the Industry- (25 April 2017) p.25.

2) 米国のデジタルミレニアム著作権法 (Digital Millennium Copyright Act Public

問題は、音楽業界だけでなく、動画や写真、電子書籍など他の分野でも起こりうるもので、コンテンツ業界全体の将来にも関わる問題として懸念されている。

「クリエイターの地位」という観点からは、クリエイターは出版社・レコードレーベル・コンテンツプロバイダーなど大手著作物利用者より交渉力が弱い場合が多く、そもそも作品（コンテンツ）利用に関連する契約等の締結時または締結後に、報酬や使用料算定に必要な情報を入手できない場合もある。クリエイターが自らの作品をより確実にコントロールするために必要なのは、作品がどこでどれくらい利用されたかに関する完全なる情報である。クリエイターへの公正な報酬のためには、正確で効率的な対価算定の前提となる「情報透明性 (transparency)」が必要であり、クリエイターの弱い地位を考慮すると、これは法制化されるのが望ましい。

そういう意味で、2019年4月17日に成立した「欧州デジタル単一市場における著作権及び著作隣接権に関するEU指令³⁾（以下、「DSM著作権指令」という）」は興味深い。DSM著作権指令は第19条第1項で、「加盟国は、著作者および実演家が定期的に、作品の活用方法、すべての収益および支払われるべき報酬に関連する最新で包括的な情報を入手することを保証する⁴⁾」として、「透明性義務

Law 105-304, Oct. 28, 1998) やEUの電子商取引指令 (Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market) 上のプロバイダの責任制限規定で、プロバイダは自社サービスにユーザーがアップロードしたコンテンツが権利侵害にあたるとの削除通知を権利者から受けた際、著作権侵害か否かの判断をせずに直ちに削除すれば、一定範囲で責任が制限される。

- 3) Directive (EU) 2019/790 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on Copyright and Related Rights in the Digital Single Market and Amending Directives 96/9/EC and 2001/29/EC.
- 4) DSM著作権指令 (デジタル単一市場指令) の和訳は、井奈波朋子訳「外国著作権法令集 (58) - EU指令編 - デジタル単一市場指令」(公益社団法人著作権情報センター、2021年3月) を参照した。

(transparency obligation)」を加盟国に課している。

透明性の義務は、著作権分野に特有のものではなく、情報の生成や管理主体の法的責任に関して世界の様々な立法に見られるもので、しばし説明責任 (accountability) と対になって規定される。日本でも立法に透明性は考慮されており、例えば、行政手続法(平成5年法律第88号)第1条第1項は、「…行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第46条において同じ。)の向上を図り、…」と透明性の定義を定めている。また、2020年5月27日に成立し、2021年2月1日施行された「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(令和2年法律第38号)」では、特定デジタルプラットフォーム事業者の透明性を明記している⁵⁾。

膨大な量の情報が収集され処理される時代においては、情報主体や利用者の知らないうちに情報が収集されてしまうこともある。さらに自動化された情報処理が主流となっていく時代においては、情報の非対称性がさらに大きくなり、情報こそが力となる。情報の透明性とそれらに対する説明責任の重要性が増し、これらが立法に反映されることは自然なながれであるといえる。また、著作権法の観点からも、多くの著作物がデジタルコンテンツの形で流通されており、著作物がどこでどのように利用されたかに関する情報は、著作者や実演家らへの正当な対価還元の根拠資料として透明に公開されるべきである。

以下、本稿では、まず、複数のEU立法にみられる透明性を概観し、次に、DSM著作権指令第19条における透明性について検討し、最後に、クリエイターへの正当な対価還元の前提としての情報透明性について考察する。

5) ほかに、消費者基本法(昭和43年法律第78号)第18条で「意見の反映及び透明性の確保」を、文化芸術基本法(平成30年法律第148号)第34条で「政策形成過程の公正性及び透明性」を、公共サービス基本法(平成21年法律第40号)第9条で「施策の策定の過程の透明性」を言及している。e-Gov法令検索サイト<https://elaws.e-gov.go.jp/>(最終訪問日2021.9.30.以下同様)で「透明性」を含む法令を検索すると60件の結果が表示される。

2. EU立法における透明性 (transparency)

(1) 著作権以外の分野における透明性

EUにおいて、透明性と説明責任を規定する立法は多数存在する。例えば、2016年の「より良い立法に関する欧州議会・欧州連合理事会・欧州委員会の3者間合意⁶⁾」第32条において、「誠実な協力 (sincere cooperation)」、「透明性 (transparency)」、「説明責任 (accountability)」、「効率性 (efficiency)」の4原則が明示されている。そして第2条では立法過程の最大限の透明性を促進することを、第38条では立法手続きの透明性を確保することを言及しており、他にも第28条、第29条において透明性の向上を言及している。

個人データをコントロールする権利を明確にし、EU域内の規則を統合することを目的として制定された2016年のEU一般データ保護規則 (GDPR⁷⁾) の前文 (39) は、「透明性の原則は、それらの個人データの処理に関連するすべての情報とコミュニケーションに簡単にアクセスできること、理解しやすいこと、そして明確でわかりやすい言葉が使用されることを求める」と規定し、前文 (58) は、「透明性の原則は、公衆またはデータ主体宛ての情報が明解で、容易にアクセスでき、理解しやすいこと、そして明確でわかりやすい言葉によること、さらに適切な場合は視覚化を用いることを求める」と規定する。そして第5条1項(a)は個人データが、「そのデータ主体との関連で、適法に、公正に、かつ、透明性のある方法で処理されなければならない」とし、同条第2項は、「管理

6) Interinstitutional Agreement between the European Parliament, the Council of the European Union and the European Commission on Better Law-Making (Official Journal of the European Union L 123/1, 12.5.2016)

7) Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the Protection of Natural Persons with regard to the Processing of Personal Data and on the Free Movement of Such Data and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation).

者は、第1項について責任を負い、かつ、同項の遵守を説明できるようにしなければならない」と規定する。情報の重要性が増すなか、意思に反する利用を抑制するためにも、個人データがどのように利用されるかを把握する必要があることから、GDPRは透明性とそれに対する説明責任を重視していることがわかる。また、2019年の「オープンデータと公共部門情報の再利用に関する指令⁸⁾」も、前文(13)、(14)で透明性と説明責任を、前文(26)と第7条で透明性を規定している。

オンライン仲介サービスのビジネス利用者や検索エンジンサイト利用者が、これらのサービスから透明かつ公平な取扱いを受けられるようにし、実効性のある救済手段を整備することを目的とした2019年の「オンライン仲介サービスのビジネスユーザーにとっての公正性及び透明性の促進に関する規則(オンラインプラットフォーム規則⁹⁾)」も、前文(3)、(17)、(18)で透明性の確保を、前文(36)で透明性の義務を言及している。また、前文(37)、第11条第1項で透明性の原則を、第18条第1項(b)条において透明性の向上を言及している。

インターネット企業にテロリストコンテンツ削除を義務付けるとともに、苦情処理メカニズムの整備や透明性レポートの作成を求める2021年の「テロコンテンツ対策規則¹⁰⁾」も、前文(30)、(31)、(33)、(48)で透明性を言及しており、第7条で「ホスティングサービスプロバイダーに対する透明性の義務」を、第8条で「管轄当局の透明性」を規定する。

デジタルサービス事業者を規制するルールをハーモナイズし、利用者保護を強化する内容で2020年12月15日に採択された¹¹⁾「デジタルサービス法(DSA規

8) Directive (EU) 2019/1024 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019 on Open Data and the Re-use of Public Sector Information.

9) Regulation (EU) 2019/1150 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019 on Promoting Fairness and Transparency for Business Users of Online Intermediation Services.

10) Regulation (EU) 2021/784 of the European Parliament and of the Council of 29 April 2021 on Addressing the Dissemination of Terrorist Content Online.

11) これは「案」であり、まだ規則として成立してはいない。2021年5月12日には、

則案¹²⁾」もオンライン媒介サービスの透明性を強調している¹³⁾。DSA規則案は、オンラインプラットフォームなどのデジタルサービスを規制する域内市場のルールをハーモナイズし、利用者保護を強化するために、違法コンテンツや有害コンテンツへの対応義務、ターゲティング広告など自動化手段の使用に関する透明性確保と説明責任に関するルール、プラットフォーム上の取引業者に関する確認義務などを規定しており、特にオンライン媒介サービスの透明性に関しては複数の規定を設けている。全てのオンライン媒介サービス全体に適用される透明性報告義務(第13条)以外にも、更にオンラインプラットフォームに該当するサービスに追加的に適用される透明性報告の追加義務(第23条)、オンライン広告の利用者向けの透明性(第24条)、そして更に超巨大オンラインプラットフォームに該当するサービスに追加的に適用されるレコメンダーシステムの透明性(第29条)、追加的なオンライン広告の透明性(第30条)、透明性報告の追加義務(第33条)など、プラットフォームに強い透明性の義務を課している。

DSA規則案のこれまでの検討状況を報告する経過報告書が欧州理事会に提出された。Council of the European Union, Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on a Single Market for Digital Services (Digital Services Act) and amending Directive 2000/31/EC - Progress report (12 May 2021). 本報告書には、加盟国がDSA規則の必要性を支持しているものの、政治的な課題もあることが示されている。適用範囲に関する更なる検討やデジタルサービス調整官など新たなスキームの調整もあるため、本DSA規則案の最終成立までは時間がかかると思われる。今後、欧州議会における第一読会(場合によっては第二読会)を経て、来年以降に最終採択されると予想されている。

- 12) European Commission, Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on a Single Market for Digital Services (Digital Services Act) and Amending Directive 2000/31/EC COM (2020) 825 final.
- 13) EUにおけるプラットフォーム規制の概要およびデジタルサービス法規則案の検討については、張睿暎「EUにおけるプラットフォーム規制と「デジタルサービス法」規則案の意義」獨協法学第115号(2021年8月)211-244頁を参照されたい。

(2) 著作権分野における透明性

EUの著作権関連指令において透明性が言及されたのは、2001年の「情報社会指令¹⁴⁾」が初めてであると思われる。情報社会指令の前文(17)で、デジタル環境下において、著作権集中管理団体が競争ルールの遵守に関して、より高いレベルの合理化と透明性を達成することが必要であると、著作権集中管理団体に関連してひとこと言及している。

2014年の「著作権及び関連権の集中管理ならびに域内市場でのオンライン使用のための音楽著作物に対する権利の多領域ライセンスに関する指令(集中管理指令¹⁵⁾)」では、前文(5)、(9)、(34)、(36)、(40)、(45)、(55)で透明性を言及しており、また第5章で「透明性と報告」という表題のもと、第18条「権利者の権利の管理について提供される情報」、第19条「管理委託契約に基づく権利管理に関して他の集中管理団体に提供される情報」、第20条「権利者、他の集中管理団体および利用者の要請に応じて提供される情報」、第21条「公衆への情報開示」、第22条「年次透明性報告書」、第25条「多領域管理作品情報の透明性」を規定するなど、音楽作品の複数領土におけるオンライン利用に関する著作権集中管理団体の透明性義務を規定している。本指令は、前文(5)で「集中管理団体の機能を規律する国内規範、とりわけその会員および権利者に対する透明性および説明責任に関する国内規範には、重大な差異がある」ことを指摘し、前文(9)で、「高い水準の内部統制、財務管理、透明性および報告を確

14) Directive 2001/29/EC of the European Parliament and of the Council of 22 May 2001 on the Harmonisation of Certain Aspects of Copyright and Related Rights in the Information Society.

15) Directive 2014/26/EU of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014 on Collective Management of Copyright and Related Rights and Multi-territorial Licensing of Rights in Musical Works for Online Use in the Internal Market. 集中管理指令(オンライン音楽著作物指令)の和訳は、山本隆司訳「外国著作権法令集(58) - EU指令編 - オンライン音楽著作物指令」(公益社団法人著作権情報センター、2021年3月)を参照した。

保するために、集中管理団体に適用する要件を定める」ことを目的としていると明かす。

2015年5月6日には欧州委員会が「欧州デジタル単一市場戦略¹⁶⁾」を公開し、関連して同年12月9日に公表した「現代的でより欧州的な著作権フレームワークに向けて」と題するコミュニケーション¹⁷⁾では、クリエイターとの関係での透明性を言及している。「デジタル環境および国境を越える環境に合わせた例外規定」と題する本コミュニケーション第3条は、デジタルおよび国境を越えて著作物が利用される環境において、私的複製補償金などにおいて消費者は明確性と透明性の欠如に直面していると指摘し、補償と権利者への被害との関連、契約上の合意と補償金共有との関係、二重支払い、消費者に対する透明性、免除と払戻し制度を支配する原則、そして補償金配分における国民と非国民間の無差別が含まれるとした。「著作権のための十分に機能する市場の構築」と題する本コミュニケーション第4条は、著作者と実演家の公正な報酬は、著作物利用許諾契約や著作権譲渡契約等の際に、著作者や実演家の弱い交渉力によって特に影響を受ける可能性がある」と指摘している。この文脈で利害関係者が採択しうるメカニズムには、特定の契約慣行の規制、放棄できない報酬請求権、団体交渉および著作権集団管理が含まれるとした。そして欧州委員会は、EUの著作者と実演家の報酬を規制するシステムの法的確実性、透明性、バランスを高めるためにEUレベルでの解決策が必要であるか否かを、各加盟国の能力を考慮に入れて検討するとしていた。

2016年9月14日には、デジタル単一市場戦略の一環としてテレコム及び著作権に関する規則案と指令案が複数公開¹⁸⁾された。そのうちの 하나가「DSM著

16) Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions - A Digital Single Market Strategy for Europe COM (2015) 192 final.

17) Communication From the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions Towards a modern, more European copyright framework. COM/2015/0626 final.

18) European Commission - Press Release “State of the Union 2016:Commission

著作権指令案¹⁹⁾」であった。DSM著作権指令案と同日に公開された「欧州委員会スタッフ作業文書エグゼクティブ要約—EU著作権ルールの近代化への影響評価²⁰⁾」の付録14では、著作者と実演家の契約における地位と透明性に関するEU加盟国の国内著作権法上の規定例を紹介している²¹⁾。

透明性義務 (transparency obligations) を規定する国として、クロアチア・チェコ・スロバキア・スロベニア・ポーランドがある。クロアチア著作権法は出版者と視聴覚制作者に透明性義務を定めている。著作者は出版者から提供された情報の正確性をいつでもコントロールできるが、出版者に報告義務は課されない。映画製作者は、少なくとも年に1回、作品の各形式の利益を著作者に報告しなければならない。チェコ著作権法は、使用料額が作品の利用に比例する場合に応じて一般的な透明性義務を規定している。契約相手は会計監査を容易にする義務がある。スロバキア著作権法は、使用料が作品利用によって生み出された収入に比例する場合、著作者が報酬を決定するために必要な契約相手の会計記録に関する一般的な透明性義務を規定する。スロベニア著作権法は、合意された報酬が収入に比例する場合、契約相手がそのような収入の額を決定するために必要な文書を保持しなければならないという一般的な透明性義務を

proposes modern EU copyright rules for European culture to flourish and circulate”.
(14 September 2016)

- 19) Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Copyright in the Digital Single Market COM (2016) 593.
- 20) Commission Staff Working Document Executive Summary of the Impact Assessment on the Modernisation of EU Copyright Rules Accompanying the Document - Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Copyright in the Digital Single Market and Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council laying down Rules on the Exercise of Copyright and Related Rights Applicable to Certain Online Transmissions of Broadcasting Organisations and Retransmissions of Television and Radio Programmes. SWD/2016/0302 final. 2016/0284 (COD) Part3/3
- 21) ただし、あくまでも例であって、網羅的なリストではない。Ibid. ANNEX 14 – Transparency and Balance in the Contracts of Authors and Performers. pp.200-203

規定する。さらに、映画製作者は、少なくとも年に1回、映画作品によって生み出された収益を作品の共同著作者に報告しなければならない。ポーランド著作権法は、一般的な透明性義務を規定している。報酬が作品の利用によって生み出された収入に比例する場合、著作者は情報を受け取る権利または報酬を確定するために必要な文書にアクセスする権利がある。

他に、報告義務 (reporting obligations) を規定する国として、デンマーク (一般的な報告義務)・フランス (契約の種類に応じたいくつかの報告義務)・ベルギー (契約の種類に応じたいくつかの報告義務)・スペイン (出版契約、視聴覚契約および公演契約に適用される報告義務)・ポルトガル (書籍出版者の報告義務)・スウェーデン (書籍出版者の報告義務)・フィンランド (出版者の報告義務)・リトアニア (出版者の報告義務)・イタリア (利益参加契約の場合の出版者の報告義務)・ギリシャ (視聴覚制作者の報告義務)・ルーマニア (視聴覚制作者・演劇および音楽実演家の報告義務)・ブルガリア (視聴覚制作者の報告義務)・ハンガリー (映画製作者の報告義務)・ドイツ (音楽制作者の報告義務) 等がある。

そしてDSM著作権指令の登場である。2016年9月14日の指令案から2年7ヶ月、長い議論の末²²⁾、2019年4月17日に「欧州デジタル単一市場における著作権及び著作隣接権に関するEU指令2019/790」として成立したDSM著作権指令は、第19条で透明性の義務を言及している。以下では、DSM著作権指令第19条における透明性義務を詳細に検討する。

22) DSM著作権指令案は、特に「リンク税」といわれていた報道出版者の権利に関する案第11条 (現行第15条) と情報社会サービスプロバイダにコンテンツ自動認識技術等の効果的な手段等いわゆる「アップロードフィルター」の採用を義務付ける案第13条 (現行第17条) に対して強い反発があった。2019年2月21日、DSM著作権指令の最終文案について、欧州連合理事会・欧州議会・欧州委員会が政治的に合意し、最終案は2019年3月26日、欧州議会で賛成348票、反対274票、棄権36で承認された。2019年4月15日には、欧州連合理事会で過半数により承認され、4月17日成立した。DSM著作権指令の経緯については、下記ウェブサイトを参照。EU Copyright Reform: Evidence on the Copyright in the Digital Single Market Directive. CREATE Centre: University of Glasgow. <https://www.create.ac.uk/policy-responses/eu-copyright-reform/>

3. DSM著作権指令第19条における「透明性 (transparency)」

第19条 透明性義務

1. 加盟国は、著作者と実演家が、少なくとも年1回、定期的に、各分野の特性を考慮しつつ、権利をライセンスまたは譲渡した当事者またはその権利の承継者から、特に利用方法、生じたすべての収入および支払われるべき報酬に関して、その著作物の利用につき、現在の、関連する完全な情報を取得することを保証しなければならない。

2. 加盟国は、第1項に定める権利が続いてその後にライセンスされた場合、第1の契約の相手方が第1項の目的のために必要なすべての情報を保有していない場合、著作者および実演家またはそれらの代表者は、その要求により、サブライセンシーから、追加的信息を取得すべきことを保証しなければならない。当該追加的信息が要求される場合、著作者および実演家の最初の契約の相手方は、当該サブライセンシーの識別に関する情報を提供しなければならない。加盟国は、第1段落に定めるサブライセンシーに対するあらゆる要求が、著作者または実演家の契約の相手方を介して直接的または間接的に行われることを規定することができる。

3. 第1項に規定された義務は、各分野において高度な透明性を確保するために、比率的かつ効果的でなければならない。加盟国は、第1項に規定された義務から生じる管理上の負担が、著作物または実演の利用により生じる収入との関係で不均衡になると十分に正当化される場合において、義務がそのような場合に合理的に期待できる情報の種類および水準に限定されると規定することができる。

4. 加盟国は、著作者または実演家が、第20条第1項に基づきその権利を行使するためにこれらの情報を要求しているのであり、かつ、その目的のために情報を要求することを示さない限り、著作者または実演家の寄与が、著作物または実演の全体との関係で重要でない場合、本条第1項に定める義務は適用されないことを決定することができる。

5. 加盟国は、労働協約を条件とするかまたは労働協約に基づく合意のため、第1項ないし第4項に規定された基準を満たすことを条件として、関連する労働協約の透明性ルールが適用できると規定することができる。

(1) 立法目的

DSM著作権指令の前文(72)は、「著作者および実演家は、対価として報酬を受領する利用のため、それらが所有する企業を通して行う場合も含め、ライセンスを付与したまたはその権利を譲渡する場合、傾向として契約の立場上より弱い位置づけ」になると指摘し、「EU法に基づき調和した権利を十分に享受できるよう、本指令に定める保護を必要とする」とする。著作者や実演家が作品の利用に応じた正当な対価を得るためには、自らの作品の経済的価値に関する情報を確認する必要がある。これら情報に関する透明性の欠如は、結局は著作者と実演家の公正な報酬算定に影響する。前文(75)も、「著作者および実演家は、その権利をライセンスしたまたは譲渡する場合、傾向として契約の立場上より弱い位置づけにあるため、そのライセンスまたは譲渡の対価として受領した報酬との関係において、その権利の存続期間にわたる経済的価値を評価するための情報が必要であるが、多くの場合、透明性の欠如に直面している。したがって、契約の相手方または権利の承継人が適切かつ正確な情報を共有することは、著作者および実演家の報酬を管理する体制の透明性と衡平性にとって、重要である」と指摘する。

第19条の立法目的は、著作者や実演家が契約関係において契約相手と対等な地位を確保できるようにすること、すなわち両者に情報の非対称性が生じないようにすることである。情報の透明性は公正な報酬の算定につながり、正当な対価還元が担保されれば、著作者と実演家の創作意欲が高まり、コンテンツ流通も促進されると思われる。そして長期的には文化の発展にも寄与すると期待される。

第19条が単独で機能するわけではない。前文(3)が指摘するように、「著作者および実演家の契約の透明性、著作者および実演家の報酬に関する規定も必要であり、同様に、著作者および実演家が独占的に譲渡した権利の取消のための手続きも必要」である。そこでDSM著作権指令は、「利用契約における著作者および実演家の公正な報酬」と題する第3章に5つの規定を設け、第18条にて「適正かつ比例的な報酬の原則」を明らかにし、第19条にて「透明性義務」

を、第20条にて「契約調整手続き」を、第21条にて「ADR手続き」を、第22条にて「取消権」を規定することで、著作者と実演家の契約上の立場を強化し、公正な著作権市場を達成するという本指令の主要な目的の1つを実現しようとしている。

透明性の義務は、全ての分野において求められる。前文(77)は、「本指令に定める透明性義務を国内法において実施する場合、加盟国は、音楽分野、視聴覚分野、出版分野など、様々なコンテンツの分野の特性を考慮しなければならない、当該分野ごとに特有の義務を決定するに際し、関係するすべての利害当事者が関与しなければならない」とする。各コンテンツ分野における契約慣行や関連情報のデータ化の状況が異なるだけに、合理的な規定ぶりであると思われる。

(2) 透明性義務の対象となる情報

前文(75)で指摘したように、著作者および実演家は契約上弱い立場になるのが一般的であり、必要十分な情報を得られない場合が多いため、「契約の相手方または権利の承継人が適切かつ正確な情報を共有することは、著作者および実演家の報酬を管理する体制の透明性と衡平性にとって、重要」である。「当該情報は、最新のデータへアクセスできる現在のものであり、著作物または実演の利用に関連するものであり、かつ、適宜、派生商品から生じる収入を含む、当該場合に関連するすべての収入源を対象とするような完全なものでなければならない。利用が継続する限り、著作者および実演家の契約の相手方は、それらが入手しうる全世界のあらゆる利用方法および利用から生じるすべての収入に関する情報を、関連する分野において適切な周期で、ただし少なくとも毎年1回、提供しなければならない。情報は、著作者または実演家が理解しうる方法で提供されなければならない、かつ、それは、問題となる権利の経済的価値を効果的に評価できるものでなければならない」。このような前文を受けて第19条は2種類の情報を透明性の対象として規定する。

第19条第1項は、「加盟国は、著作者と実演家が、少なくとも年1回、定期的に、各分野の特性を考慮しつつ、権利をライセンスまたは譲渡した当事者ま

たはその権利の承継者から、特に利用方法、生じたすべての収入および支払われるべき報酬に関して、その著作物の利用につき、現在の、関連する完全な情報を取得することを保証しなければならない」と規定する。著作者と実演家が定期的に分けるべきこれら情報は、著作者の著作物や実演家の実演である当該作品に関連する完全な情報、すなわち、作品やその派生作品の全世界におけるあらゆる利用から生成されたすべての収入に関する情報である。これら情報をもとに当該作品の経済的価値を効果的に評価して分けるべき報酬額を算定できるのである。

さらに第19条第2項は、「加盟国は、第1項に定める権利が続いてその後にライセンスされた場合、第1の契約の相手方が第1項の目的のために必要なすべての情報を保有していない場合、著作者および実演家またはそれらの代表者は、その要求により、サブライセンシーから、追加的情報を取得すべきことを保証しなければならない」とする。以前に利用許諾または譲渡された作品および実演に関連するサブライセンスが締結された場合の規定である。著作者や実演家の最初の契約相手が第1項に定める重要情報を保持しておらず、当該作品の経済的価値を評価する必要がある場合にサブライセンシーに要求することになる。第2項に定める情報は、著作者らがライセンシーまたは譲受人から第1項の情報を十分に取得することができなかった場合に別途要求するものである。そして「当該追加的情報が要求される場合、著作者および実演家の最初の契約の相手方は、当該サブライセンシーの識別に関する情報を提供しなければならない。加盟国は、第1段落に定めるサブライセンシーに対するあらゆる要求が、著作者または実演家の契約の相手方を介して直接的または間接的に行われることを規定することができる」と規定する。著作者や実演家は、最初の契約相手を介してのみサブライセンシーに情報を要求できると規定しているのであれば、効率性や迅速性の観点から疑問が残る。

(3) 透明性義務の主体

当該著作物に関する完全な情報は、前文(74)により「自然人」とされる著作者と実演家が受け取ることになる(第19条第1項)。著作者と実演家の代理

人も同様である（同条第2項）。著作者や実演家またはその代理人は、著作物や実演の利用許諾契約または譲渡契約の相手方に対して完全な情報を（第19条第1項）、サブライセンサーに対して追加的情報（同条第2項）を請求できる。

前文（77）は、「権利者と集中管理団体、独立の管理者、または指令2014/26/EUを実施した国内規定に基づく他の者との間で締結された契約に関し、これらの者や団体は、指令2014/26/EU第18条に基づく透明性義務に既に従っているため、透明性義務を適用することは必要ではない」とする。指令2014/26/EUとは前述した「集中管理指令」を指す。集中管理指令は第18条に「権利者の権利の管理について提供される情報」を規定しており、この義務は「複数の権利者を代理して、権利者の集团的利益のために、著作権または著作隣接権を管理する者に適用」される。この義務に既に従っている集中管理団体等には、DSM著作権指令第19条の透明性義務は適用されない。しかし、「権利者と自らの固有の利益のために行動する契約の相手方のうちのある者との間で締結される個別に交渉された契約」の場合は、集中管理指令第18条ではなく、本DSM著作権指令第19条に定める透明性義務に従わなければならない。

また、第23条2項は、「加盟国は、本指令第18条ないし第22条が、指令2009/24/EC第2条の意味におけるコンピュータ・プログラムの著作者に適用されないことを規定しなければならない」とする。指令2009/24/ECとは「ソフトウェア指令²³⁾」を指し、その第2条は、自然人または自然人のグループ、または加盟国の法律で許可されている場合は、その法律によって権利者として指定された法人（第1項）、集合作品が加盟国の法律によって認められている場合、加盟国の法律によって作品を作成したと見なされた人（第2項）、自然人の共同著作者（第3項）、職務著作の場合の使用者（第4項）をコンピュータプログラムの著作者と定義している。これらコンピュータプログラムの著作者はDSM著作権指令第23条2項により除外され、第19条に規定する当該著作物に関する完全な情報を請求することはできない。

23) Directive 2009/24/EC of the European Parliament and of the Council of 23 April 2009 on the Legal Protection of Computer Programs.

なお、前文(68)は、「オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダは、協力の中で採用された措置に関し、権利者との関係において透明性を示さなければならない。オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダは、各種の行為を行うことができることから、権利者に対し、その要求に従って、行われる行為の種類およびその実行方法について、有用な情報を提供しなければならない」とし、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダが権利者に有用な情報を提供することを規定するが、そこには制限がある。「当該情報は、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダの営業秘密を害することなく、権利者に対し、十分な透明性を提供するために、十分に詳細でなければならない。しかし、サービスプロバイダは、権利者に対し、特定された各著作物または他の保護対象物に関し、詳細で個別化された情報を提供する責任を負うものではない。これは、サービスプロバイダと権利者との間で契約が締結される場合、提供される情報について、より特別な規定を含み得る契約上の合意を害するものであってはならない」としているため、それがオンラインコンテンツ共有サービスプロバイダの「営業秘密」にあたるのであれば、情報提供しなくてもいいことになってしまう。現在多くのコンテンツは、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダのサービス上で行われており、バリューギャップ問題の観点からも、この部分は今後再検討が求められる。

(4) 透明性義務の範囲と違反

第19条第3項は、「第1項に規定された義務は、各分野において高度な透明性を確保するために、比例的かつ効果的でなければならない」として、高い透明性レベルを求めている。しかし、「加盟国は、第1項に規定された義務から生じる管理上の負担が、著作物または実演の利用により生じる収入との関係で不均衡になると十分に正当化される場合において、義務がそのような場合に合理的に期待できる情報の種類および水準に限定されると規定することができる」として、管理上の負担などを理由に、それら義務を限定できると規定する。これにより、各加盟国の国内法化の際に透明性のレベルが異なってくる可能性がある。デジタルネットワーク時代の新技術により、情報管理のコストは大幅

に削減されつつあるので、完全な情報提供のための管理上の負担が、著作物または実演の利用により生じる収入より大きくならないことを期待することになる。

さらに第19条第4項は、「加盟国は、著作者または実演家が、第20条第1項に基づきその権利を行使するためにこれらの情報を要求しているのであり、かつ、その目的のために情報を要求することを示さない限り、著作者または実演家の寄与が、著作物または実演の全体との関係で重要でない場合、本条第1項に定める義務は適用されないことを決定することができる」として、作品への貢献度が低い場合には情報を要求できない場合があるとする。作品にどれほど寄与したかは容易に算定できない場合もあり、この制限は特に実演家には不利に作用すると思われる。なお、「著作者または実演家が第20条1項に基づく権利を行使するために情報が必要であることを示した場合には、透明性義務を無効にすることはできない」としているので、最初に合意された報酬が著作物または実演の利用後に生じる収入すべてと比較して著しく低いことが判明したときに、追加の適正かつ公正な報酬を請求する契約調整手続き(第20条1項)のためには情報を請求できる。

第19条第5項は「加盟国は、労働協約を条件とするかまたは労働協約に基づく合意のため、第1項ないし第4項に規定された基準を満たすことを条件として、関連する労働協約の透明性ルールが適用できると規定することができる」と規定する。前文(77)は、「団体交渉は、関係する利害当事者が、透明性に関する合意に達するための選択肢のひとつとして考慮されねばならない。当該合意は、著作者と実演家に対し、最低限の要求と、少なくとも同じレベルの透明性か、またはより高いレベルの透明性を保証するものでなければならない」としており、契約締結の際に弱者になりがちなクリエイターが団体交渉を活用することで交渉力を増すことができるとと思われる。

なお、本DSM著作権指令は、当事者が透明性義務を違反した場合の処罰などについては規定していない。それでは、透明性義務を負う者がそれを遵守しなかった場合はどうなるか。透明性義務を免除する著作物や実演の利用許諾契約または譲渡契約は有効であろうか。

前文(81)は、「本指令に定める透明性、契約調整手続き、およびADR手続きに関する規定は、義務的な性質のものでなければならず、著作者、実演家およびその契約の相手方との契約であるか、または、秘密保持契約のような当該契約の相手方と第三者との契約であることを問わず、当事者は当該規定の適用を排除してはならない」とする。よって、第19条は強行規定の性質を有すると解釈され、当事者が透明性義務から免除されることはない。

また、第23条1項は、「加盟国は、第19条、第20条および第21条を遵守しないいかなる契約条項も、著作者および実演家に対して強制できないことを保証しなければならない」とする。このように第19条の透明性義務は契約によってオーバーライドできないと解釈される²⁴⁾ので、透明性義務を免除する著作物や実演の利用許諾契約または譲渡契約等は無効であると思われる。透明性義務を遵守しなかった場合は、契約関係における義務の違反とみなされ、契約法などの関連国内法に基づいて処理されることになるだろう。

24) 本DSM著作権指令第7条第1項は、「第3条、第5条および第6条に規定する例外に反するすべての契約条項は、履行を強制しえない」と規定するので、指令第3条に従いEU加盟国が立法する研究機関や文化遺産機関が学術研究目的で行うテキスト・データマイニングのために行う著作物等の複製に対する権利制限規定は契約によりオーバーライドできない。一方、それ以外のテキスト・データマイニングについても、著作者が適切な方法で明確に権利を留保していない限り、権利制限規定の対象とすることを指令第4条で義務づけているが、第7条には第4条が列挙されていないので、第4条による権利制限規定は契約によりオーバーライドできると解釈される。著作権法の権利制限規定をオーバーライドする契約の有効性についての日本での議論については、以下を参照。文化審議会著作権分科会「文化審議会著作権分科会報告書」(平成19年1月)18頁、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会権利制限の一般規定ワーキングチーム「権利制限一般規定ワーキングチーム報告書」(平成22年1月)47頁、内閣官房知的財産戦略推進事務局「大量の情報集積・活用型ビジネスと著作権制度について(討議用)」(平成27年12月1日)13頁、文化庁著作権課「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」(令和元年10月24日)11頁、経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」(令和2年8月)250頁

ただ、契約違反として処理することで十分であるかについては議論がありうる。第19条に基づく透明性義務の実効性を確保するために、透明性義務を遵守しなかった場合の罰則等を加盟国が立法することも考えられる。その場合、本DSM著作権指令による国内法の立法義務はないので、加盟国各国における透明性義務違反に対する処罰等の立法の有無およびその程度は多様な形になるだろう。

情報透明性で当事者間の紛争がある時には、ADR(裁判外紛争解決手続き)も考えられる。前文(79)は、「著作者および実演家は、多くの場合、契約の相手方当事者に対し、裁判によりその権利を主張することに消極的である。したがって、加盟国は、透明性義務および契約調整手続きに関し、著作者および実演家またはそれらを代理する代表者による請求を取り扱うADR手続きを規定しなければならない。・・・当該ADR手続きは、裁判所に訴訟を提起することにより、その権利を主張しかつ防御する当事者の権利を害するものであってはならない」とする。これを受けて第21条はADR手続きを規定しており、加盟国は、著作者および実演家がADR手続きを開始できることを保証しなければならない。

(5) 加盟国の国内法への移行時期

DSM著作権指令第26条は、「本指令は、2021年6月7日またはその後に、著作権の分野において国内法によって保護される著作物および他の保護対象物すべてに関して適用しなければならない(1項)」、「本指令は、2021年6月7日前に決定された行為および獲得された権利を害することなく適用しなければならない(2項)」と規定する。加盟国は2021年6月7日までに指令に基づいて国内法を整備する必要があった。しかし、期限までの国内法化を完了したのは、オランダ・ハンガリー・ドイツのみであった(フランスも一部規定は立法済み)²⁵⁾。

25) 各加盟国の履行状況については、下記ウェブサイトを参照。EU Copyright Reform: Evidence on the Implementation of the Copyright in Digital Single Market Directive (Directive (EU) 2019/790), CREATe Centre: University of Glasgow & reCreating Europe <https://www.create.ac.uk/cdsm-implementation-resource-page/>

一方、第27条は、「著作者または実演家の権利のライセンスまたは譲渡契約は、2022年6月7日以降から第19条に定める透明性義務に服する」と規定している。理論上は著作者や実演家の利用許諾契約または権利譲渡契約は、それが当事者間でまだ有効である限り、2022年6月7日以降は第19条に定められた透明性義務の対象となる。

ただ、前文(77)は、「報告の作成に関して、既存の報告実務を透明性義務に適応させることができるよう、移行期間を定めることが適切である」としており、これを根拠に加盟国が、既存の報告実務を透明性義務に適応させる時間が必要であることを理由として、透明性義務の履行を引き延ばすことも考えられる。

著作者と実演家の契約上の立場を強化し、公正な著作権市場を達成するという本DSM著作権指令の目的や第19条の立法目的を考えると、2022年6月7日以降にすべての加盟国で透明性義務が履行されるのが望ましいが、多くの加盟国において本指令の国内法化が遅れている状況で、「利用契約における著作者および実演家の公正な報酬」に関する第3章の他の規定(第18、20～22条)の国内法化なしに、第19条が単独で機能することは難しいだろう。

4. クリエーターへの正当な対価還元の前提としての情報透明性

前述したとおりに、著作者や実演家はその著作物や実演の利用許諾契約等において交渉力の弱い立場である場合が多く、著作物や実演など自分たちの作品の経済的価値に関する完全な情報を得られない場合が多い。日本の著作権法には契約法的な規定はほとんどなく、契約の対価に関する規制もない。そのため、いったん合意した報酬の変更を求めることも、事後的に追加的な報酬を請求することもできない²⁶⁾。

26) 日本における著作権契約法の不在を指摘し、ドイツの2002年改正「著作者および実演家の契約的地位の強化に関する法律」等を紹介する文献として、上野達弘「国際社会における日本の著作権法—クリエイタ指向アプローチの可能性—」月刊コピーライト2012年5月号12-18頁

クリエイターへの正当な対価還元のためには、著作者および実演家への公正な報酬を担保できるような法制が求められる。著作者および実演家が適正かつ比例的な報酬を受けられるようにする契約慣行はもちろん、事情の変化があれば契約の調整や取消もできるとする法的根拠が必要である。そして、これら適切な報酬の算定と契約の調整のためには、著作物等の利用に関する情報の透明な公開が前提となる。

そういう意味で本DSM著作権指令が示唆するところは大きい。DSM著作権指令第19条は、クリエイターたちが活躍するコンテンツ業界で長らく議論されてきた問題の1つである「クリエイターに対する公正な報酬」を算定するための関連情報の透明性を契約相手に義務づけることで、正当な対価還元を担保しようとする。クリエイターが十分な情報に基づいて作品に関する決定を下すためにも、作品がどれくらい利用されたか、作品の使用料等が当該作品の経済的価値を正しく反映しているかをクリエイターが確認する必要がある。しかし、実情は必ずしもそうではなく、契約相手が著作物等を活用するために締結した契約や関連する収益をクリエイターが追跡することは困難な場合が多い。本規定はそういう状況で今後本領を発揮すると期待される。もちろん本規定は、「利用契約における著作者および実演家の公正な報酬」と題する本DSM著作権指令第3章の他の条文と合わさってこそ、十分に機能することは前述したとおりである。

加盟国は、著作者や実演家はその著作物や実演の利用に対して効果的に公正な報酬を得ることができるよう、本DSM著作権指令を国内法に履行しなければならない。契約法制はほとんどの加盟国の国内法にすでに存在するが、著作者や実演家の契約上の弱い地位を考慮した仕組みが求められる。すでに2002年の「著作者及び実演芸術家の契約上の地位の強化に関する法律」による法改正で、著作者保護に関する契約関連規定(第32条相当なる報酬、第32a条著作者の追加の利益分与等、第79条第2a項により実演家保護に準用²⁷⁾)を著作権法に導入した

27) ドイツ著作権法の和訳は、本山雅弘訳「外国著作権法令集(57) - ドイツ編 -」(公益社団法人著作権情報センター、2020年1月)を参照した。

ドイツ立法も参考になる。分野別の違いも考慮しなければならない。音楽など長い集中管理の歴史のある分野と他の分野における状況はまた異なるだろう。

なお、著作者や関係権利者に関するすべての情報を集めた信頼性のある著作権情報統合DBが構築されていないこと、日々膨大な量で利用される著作物の利用状況の把握が難しいこと、著作権使用料の徴収や配分が非効率的で不透明であることがコンテンツ流通の課題として挙げられていただけに、新技術を活用した透明性の確保も考えられる。例えば、改変不可の分散型台帳への登録による権利の真正性、スマートコントラクト（smart contract）によるシームレスな権利処理、少額決済や海外決済を含む容易な支払い、透明な使用料の配分というブロックチェーン技術の特徴を活かして、ある程度の情報透明性を確保することも可能であろう²⁸⁾。

また、著作物を管理する著作権集中管理団体や著作物流通の場となっているオンラインプラットフォームに、著作者や実演家に対する情報透明性を義務付けることも考えられる。EUは、2014年の集中管理指令で音楽集中管理団体に著作者等に対する透明性義務を課している。オンラインプラットフォームに対しては、2020年のDSA規則案が様々な透明性義務を課しているが、著作者や実演家への情報提供を想定しているものではない。本DSM著作権指令の前文（68）におけるオンラインコンテンツ共有サービスプロバイダの情報提供義務も限定的である。クリエイターはオンラインプラットフォーム上で新たな創作手段と多様な作品発表の機会を与えられた。今やコンテンツ流通の主要な場であるオンラインプラットフォームの役割はいつになく重要になっている。一方、プラットフォーム上のコンテンツ収益がクリエイター以外の投資家や媒介者に行き渡ることになり、クリエイターがコンテンツ創作に対する適切な報酬を受け取れないという問題も生じている。DSA規則案におけるオンラインプラットフォームの透明性義務および本DSM著作権指令におけるオンラインコンテンツ共有サービスプロバイダの情報提供義務の対象となる情報については今後

28) 詳細は、張睿暎「著作権登録およびコンテンツ利用におけるブロックチェーン技術の活用可能性と課題」獨協法学第105号（2018年4月）231-256頁を参照されたい。

さらなる検討が求められる。

本DSM著作権指令は、2021年6月7日までに指令に基づいた国内法を整備する必要があったが、期限までの国内法化を完了したのは、3カ国のみであった。2021年7月26日、欧州委員会は、まだDSM著作権指令を国内法化していない加盟国に、2ヵ月以内に指令の履行プロセスに関する情報を提供するように依頼している²⁹⁾。2021年9月30日現在のDSM著作権指令の履行状況³⁰⁾をみると、立法済みの国が4カ国(オランダ、ハンガリー、ドイツ、マルタ)、一部立法済みの国が2カ国(フランス第15、17、18-23条、デンマーク第15、17条)、委任法を採択した国が2カ国(フランス、イタリア)、議会審議中の国が3カ国(クロアチア、エストニア、ルクセンブルク)、法案が公開されている国が9カ国(オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ、リトアニア、ルーマニア、スロバキア、スロベニア)である。

第27条(経過規定)により、著作者や実演家の利用許諾契約または権利譲渡契約が当事者間でまだ有効である限り、2022年6月7日以降は第19条に定められた透明性義務の対象となるとされているなか、DSM著作権指令全体の履行だけでなく、第19条の透明性義務の履行に関するEU加盟国、そして各コンテンツ分野の今後の動きが注目される。

*本稿は、科学研究補助費(国際共同研究強化(A)課題番号19KK0311)の研究助成を受けた研究成果の一部である。

29) なお、加盟国に送付された正式な通知レターは、侵害手続きを開始するものである。

Copyright:Commission calls on Member States to comply with EU rules on copyright in the Digital Single Market. (Daily News, 26.7.2021) https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/MEX_21_3902

30) DSM Directive Implementation Tracker <https://www.notion.so/DSM-Directive-Implementation-Tracker-361cfae48e814440b353b32692bba879>